

ご自宅の耐震大丈夫ですか？

高知県から公表されました南海トラフト巨大地震（最大クラスの地震と津波）発生による本町の被害想定（死者数最大ケース）では、660人の人的被害（死者数）が公表されました。

また、町内全戸の住宅の耐震化や津波避難対策等の整備が完了した場合、人的被害は90人までに減少することも併せて公表されております。

当町では、南海地震対策のひとつとして住宅の「耐震診断」「耐震改修」「耐震改修工事」の事業を支援しています。

【本年度より、耐震改修の補助金を増額しました】

地震・津波から避難するには、まず皆さまが住んでいるご自宅の耐震化が必要です。お気軽にお問い合わせ下さい。

○住宅耐震改修事業について

対象

昭和56年5月31日以前に建てられた、木造・非木造家屋（居宅であること）

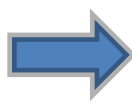
申請者

対象住宅の所有者

改修までの流れ



○ブロック塀等の改修事業について



**補助金（上限）
20万円**

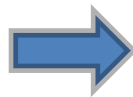
地震・津波等から避難する対策として避難路を確保するために、ブロック塀等の改修事業を実施しています。

地震時に倒壊の危険のあるブロック塀等の撤去や改修にかかる費用に対して補助をするものです。事業を実施するにあたっては、建築士による判定調査が必要になります。対象は、避難路に面しているブロック塀等（無筋・控壁、レンガ造、石積みを言います。）が対象となります。

○老朽化住宅除却事業について

倒壊や火災により周囲の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽化住宅（建築物）の除却を行うものに対し、予算の範囲内において除却工事に要する経費の一部を補助します。

※当該住宅の取り壊し費用、廃棄物処分費用（家具の搬出、処分にかかる費用を含む）



**補助金（上限）
160万円**

※事業費の4/5以内

お問い合わせは、奈半利町役場総務課まで(38-4011)